「第3次田辺市男女共同参画プラン」 令和6年度推進状況報告書(案)

「第3次田辺市男女共同参画プラン」

【基本理念】 だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ

[基本理念の実現に向けた3つの基本方針]

あらゆる分野における

女性が活躍できる

多様な立場の人々が

男女共同参画の推進

環境づくり

安心できる環境づくり

令和7年7月 田 辺 市

はじめに

田辺市では、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として「田辺市男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

令和6年3月に策定した「第3次田辺市男女共同参画プラン」では、基本理念を「だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ」とし、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、関係機関・団体等が、それぞれの立場で、自ら考え行動していけるよう、取組を進めています。

この報告書は、「第3次田辺市男女共同参画プラン」を実効性のあるものとするため具体的施策として掲げた個々の施策の令和6年度における進捗状況について、担当部署からの回答を基にまとめたものです。

ここに、各課の取組の推進状況をご報告いたします。

令和7年7月

田辺市男女共同参画推進室

目 次

1.「第	3次田	辺市	i男女共同参画プラン」の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1	
2.「第	3次田	辺市	i男女共同参画プラン」推進状況報告書(令和6年度)[各課からの報告]・・・・・・ P 2	
į	基本方針	†1.	あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・P 2	
	施	策	(1) 男女共同参画の意識啓発・・・・・・・・・・・・・・P 2	
	施	策	(2) 男女共同参画に関する学習の推進・・・・・・・・・・・・・P 3	
	施	策	(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進・・・・・・・・・・P 6	
	施	策	(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・P 8	
	施	策	(5)消防・防災分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・P10	
	施	策	(6) 家庭生活における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・P11	
Ž	基本方針	†2.	女性が活躍できる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11	
	施	策	(1) 職業生活における女性活躍の推進・・・・・・・・・・・・・・・P11	
	施	策	(2) 子育て・介護等の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 5	
Ž	基本方針	∤3.	多様な立場の人々が安心できる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・P15	
	施	策	(1) 相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 5	
	施	策	(2) 男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり・・・・・・・・・・・P16	
	施	策	(3) 困難を抱える女性への支援・・・・・・・・・・・・・・・・P18	
	施	策	(4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進・・・・P20	
	施	策	(5) 生涯を通じた健康づくり支援・・・・・・・・・・・・・・・・・P21	
_	プランの	推ì	進 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
574	審議会 等	È —₽	覧 (令和6年度女性の参画状況調査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23	

施策体系:第3次田辺市男女共同参画プラン

基本方針	施策	No.	取組
1	(Ⅰ)男女共同参画の意識啓発	1	男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進
あ	(2)男女共同参画に関する学習の推進	2	学校における男女平等を推進する教育の充実
ら 男 ゆ		3	生涯にわたる男女共同参画学習の推進
	(3)政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	4	行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
女共同参		5	事業者・経済団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
画お	(4)まちづくりにおける男女共同参画の推進	6	地域社会における男女共同参画の推進
の け 推 る		7	まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進
進	(5)消防・防災分野における男女共同参画の推進	8	消防・防災分野における男女共同参画の推進
	(6)家庭生活における男女共同参画の促進	9	家庭生活における男女共同参画の促進
_{環 活} 2	(Ⅰ)職業生活における女性活躍の推進	10	女性が活躍できる就業環境の整備の促進
環 活 躍 で 性		11	女性の職業能力開発等の促進
くき が		12	農林水産業における男女共同参画の推進
りる	(2)子育て・介護等の支援の充実	13	男女共同参画・女性活躍につながる子育て・介護等の支援の充実
3	(Ⅰ)相談体制の整備	14	相談体制の整備
多 様	(2)男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり	5	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
様 な		16	関係機関等との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援
安立	(3)困難を抱える女性への支援	17	性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難を抱える
での		1 /	女性への支援
きんる		18	ひとり親家庭への支援
る 環 境 づ	(4)性的指向及びジェンダーアイデンティティの	19	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解
	多様性に関する理解の促進	' '	の促進
\ \ \ \	(5)生涯を通じた健康づくり支援	20	生涯を通じた健康づくり支援
		21	妊娠・出産に関する健康づくり支援

基本方針/施策/取組№./具体的な取組	担当課	進捗管理項目(〇報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等					
	基本方針1. あらゆる分野における男女共同参画の推進/施策(1)男女共同参画の意識啓発 1 (1) No.1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進								
①性別による固定的な役割分担意識を見直し、仕事と家庭の両立など男女共同参画を進めるための講座、講演会などの開催	【男女共同参	〇年間男女共同参画センター事業・男女共同参画BVD上映会、連絡会企画講座、推進員企画講座、企業人権研修会など※相談支援ステップアップ講座とDV関係講座は別項目へ(No.14,15)	・男女共同参画講演会 1回 ・男女共同参画センター講座(こども家庭センターとの 共同企画) 1回 ・男女共同参画連絡会企画DVD上映会 1回 ・男女共同参画連絡会企画講座 1回 ・男女共同参画推進員企画講座 2回 ※詳細は「令和6年度男女共同参画センター事業報告 書」を参照(令和7年3月31日)						
②男女共同参画関連グッズの配布による啓発	【男女共同参画推進室】	○年間啓発グッズ配布数	・女性電話相談の名入りメモ帳1,000冊、ポケットブック「女性と人権」「DV」「セクシュアル・マイノリティと人権」「セクシュアルハラスメント」合計1,350冊、県から配布された啓発グッズ(男女共同参画週間、DV相談先の周知)を適宜セット等で配布し、啓発を行った。 ・配布方法:講座開催時や街頭啓発(6月「男女共同参画週間」、11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間)での配布や、市施設窓口への設置等。						
③田辺市公式SNSのX(旧ツイッタ-)、Facebook(フェイスフ・ック)及びLINE(ライン)やホームページでの情報発信		○年間SNS情報発信依 頼件数 ○年間ホームページ更新 回数 ※講座等の募集告知は 除く	※講座等の募集告知は除く						
④「広報田辺」への記事掲載	【企画広報課】	講座等の募集告知は除く	広報田辺掲載回数 3回 6月号で"男女共同参画社会の実現をめざして"、"第3 次田辺市男女共同参画プランを策定しました"、10月 号特集記事内で、男女両方の視点からとらえた避難所 運営について言及した。(※11月号「女性に対する暴力 をなくす運動」期間は別途記載のためここに含んでいま せん)。						

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
	【男女共同参 画推進室】	〇広報田辺掲載回数 ※ 講座等の募集告知は除く ・6月号 男女共同参画週間 ・特集※何年かに1回 など	同上	
	【企画広報課】	・コラム「やさしさひろがる 人権のわ」※不定期	広報田辺掲載回数・コラム「やさしさひろがる人権のわ」 4回(5月号、8月号、11月号、2月号)	
	【人権推進課】	・コラム「やさしさひろがる 人権のわ」※不定期	同上	
⑤男女共同参画センター広報紙「ゆう」の発行	画推進室】	○「ゆう」の発行回数	男女共同参画センター広報紙「ゆう」の発行回数 3回 (7月、11月、3月)、市公式SNS(X·Facebook·LINE) 情報発信依頼件数 3件。 ※詳細は「令和6年度男女共同参画センター事業報告 書」を参照	
⑥男女共同参画に関する図書·資料 等の収集、閲覧·貸出しによる情報 提供	【男女共同参 画推進室】	〇年間購入数 〇年間貸出数	・市役所5階コニュニティスペースに本棚(180冊程度)、机・椅子、DVD棚(貸出用・人権と合同)を設置しており、図書は貸出可、自由に閲覧可。市公式SNS(X・Facebook・LINE)情報発信依頼件数 1件(再掲)。 ・年間購入数:図書9冊、定期購読誌1種・年間貸出数:図書24冊	
基本方針1. あらゆる分野における男 1 (2) No.2 学校における男女平			参画に関する学習の推進	
①学習指導要領に基づく、児童生徒の発達の段階に応じた、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての教育・指導の推進		■進捗管理項目なし⇒	学習指導要領及び「田辺市の学校教育指導の方針」の「人を大切にする教育」に基づき指導している。	
②教職員等の人権意識・男女共同参画意識向上のための研修の実施	【学校教育課】	△教職員に対する人権研修実施回数 ※男女共同参画に関する内容があった場合は報告する。(研修内容は男女共同参画には限らないため)	県教育委員会主催の「人権教育担当教員等研修会」 において、人権に関わる教育課題及び学校における人 権教育に関する指導方法等を研修したが、男女共同参 画に関する内容はなかった。	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
③個性と能力に応じた職場体験学習 や進路指導の取り組み		元々、職場体験先は性別では選んでいない。学校現場で実施可能なことは、「この仕事は男、この仕事は女」といった性別による固定観念を払拭した	職場体験学習や進路指導の際には人権学習も視野に入れ、道徳の教材ともリンクをさせて働くことの意味を学んでいる。 また進路学習やキャリア教育では、自分の適性を見極め自己分析をする時間をとっている。 小学校よりキャリアパスポートを活用しており、自己の成長や変容を自覚して自己理解を深めている。	
④人権・男女平等の視点に立った学 校内の慣行の見直し		△何らかの見直しがあった場合のみ報告する。	今年度の見直しは特になかった。	和歌山県男女共同参画基本計画の具体 的施策の一つであり、学校においては、男 女混合名簿、制服見直しなどの取り組み が行われている。
⑤学習指導要領に基づく性に関する 指導		学習指導要領に基づき指導しているが、進捗管理項目として実績を取りまと	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導している。	文部科学省「学校における性に関する指導について」 ・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。(以下、省略) 【学習指導要領解説(保健体育編)】
⑥生徒指導提要(改訂版)を踏まえ た性的マイノリティの児童生徒に対す るきめ細かな対応	【学校教育課】		各学校において、生徒指導提要(改訂版)に基づき対応している。	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(法10条1項)・文部科学省ホームページ令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、性的マイノリティに関する課題と対応について新たに追記したほか、教職員向けの研修動画の配信、教職員向け理解啓発パンフレットの作成・周知、教育委員会等への通知の発出など、適切な対応のための取組を行っております。

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
1 (2) №3 生涯にわたる男女共	同参画学習の技	隹進		
①まちづくり学びあい講座「男女共同参画社会の実現をめざして」「田辺市	画推進室】	○学びあい講座実施回数・参加人数	学びあい講座の実施はなかった。	
人権尊重のまちづくり条例について」の実施	【人権推進課】	○学びあい講座実施回 数·参加人数	学びあい講座 3回 ・令和6年10月22日 人権研修 対象:田辺市男女共 同参画懇話会 場所:市役所 参加者:15人 ・令和6年11月19日 人権研修 対象:民間団体 場 所:田辺市民総合センター3階会議室 参加者:30人 ・令和7年2月13日 人権研修 対象:民間団体 場 所:Big-U 参加者:30人	
②公民館等における人権学習会の実施	【生涯学習課】	△人権研修実施回数 ※男女共同参画に関する 内容があった場合は報告 する。(研修内容は男女 共同参画には限らないた め)	回致: 1回 参加人数: 17名	本計画)/「施策の展開」(5) 人権意識を高
③田辺市男女共同参画推進員の活 動	【男女共同参 画推進室】	〇男女共同参画推進員 の活動状況まとめ	・推進員は現在8名で、月1回の定例会で推進員企画講座の企画協議や広報紙「ゆう」内記事"推進員のつぶやき"の内容確認等を行った。 ・推進員企画講座 2回(再掲№11) ※詳細は「令和6年度男女共同参画センター事業報告書」を参照	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
④田辺市男女共同参画連絡会の活動	【男女共同参 画推進室】	〇男女共同参画連絡会 の活動状況まとめ	・連絡会総会 1回、役員会 2回 ・連絡会加入団体 19団体 ・連絡会企画DVD上映会 1回(再掲No.1①) ・連絡会企画講座 1回(再掲No.1①) ※詳細は「令和6年度男女共同参画センター事業報告 書」を参照	
⑤田辺市人権擁護連盟の活動	【人権推進課】	○田辺支部女性問題部 会の活動状況概要 △人権擁護連盟(全体) の活動実績 ※男女共同 参画に関する内容があっ た場合	◇田辺支部女性問題部会 ・総会: 2回。場所:市役所 令和6年6月6日は出席 11人、令和7年2月4日は出席6人 ・街頭啓発: 4回 ・地域交流会:「ビデオを観て、おしゃべりしませんか?」 (上秋津公民館人権学習会の再掲) 令和7年1月20 日 共催・場所:上秋津公民館 参加:11人、理事4 人、市職員 ・研修(芝大門人権講座)参加 ・男女共同参画センター主催各種講座への参加 ◇人権擁護連盟(全体)の活動として、県等が主催の 「ふれあい人権フェスタ」(令和6年11月16日・場所:紀 南文化会館小ホール)でのパネルディスカッション「幸せ に生きるために」を研修とした。	
⑥田辺市企業人権推進協議会の活 動	【商工振興課】	△企業人権推進協議会 の活動実績 ※男女共同 参画に関する内容があっ た場合	田辺市男女共同参画センター主催の講演会の案内を会員に送付した。	
基本方針1. あらゆる分野における男				
_1 (3) No.4 行政における政策・力				
①審議会等の委員に占める女性の割合の増加	【各課】	△審議会等における女性 の割合 【別紙「審議会等一覧」に 記載のある課】	別紙「審議会等一覧」にて報告	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合」「市町村防災会議の委員に占める女性の割合」「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数」・市では公募制度だけでは女性比率の拡大につながらず、現状では、各団体への委員選出依頼の際に、無理のない範囲で女性の選出をお願いしている場合がある。

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
②市の管理職に占める女性の割合の増加	【総務課】	○行政における女性管理 職の割合	令和6年4月1日現在 市職員総数 914人、うち女性274人(女性割合 30.0%) ・部長級 23人中、女性2人 (8.7%) ・課長級 126人中、女性19人(15.1%) ・係長級 222人中、女性43人(19.4%)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「市町村職員の各役職段階に占める女性の割合」
③小中学校の管理職に占める女性 の割合の増加	【学校教育課】	〇小中学校における女性 管理職の割合	令和7年3月1日現在女性の管理職の登用状況 ・小学校における管理職教員 校長25人中、女性8人(32.0%) 教頭25人中、女性12人(48.0%) ・中学校における管理職教員 校長14人中、女性5人(35.7%) 教頭13人中、女性5人(38.5%)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」
1 (3) No.5 事業者·経済団体に				
①関係機関等と連携し、役員・管理職に占める女性の割合の増加について、事業者に対して情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホーム ページへのリンク ※新規、変更等があった 場合内容を記載	商工振興課ホームページ>女性の就業支援に関する情報>事業者向けのページでは、女性活躍推進法や、「ポジティブ・アクション(女性社員の活躍推進)に取り組まれる企業の方へ」などについて厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している。	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合」「東証一部上場企業役員に占める女性の割合」・世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数2024年によると、日本は146か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。
②農協、漁協、森林組合、商工会議 所、商工会における意思決定の場へ の女性の参画促進	【農業振興課】	〇農協における女性役員 の割合	JA紀南:役員58人、うち女性10人(女性割合17%)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「農業協同組合の役員に占める女性の割合」
	【水産課】	○漁協における女性役員 の割合	役員20人、うち女性0人(女性割合0%)	
	【山村林業課】	〇森林組合における女性 役員の割合	役員(西牟婁森林組合13人、中辺路町森林組合13人、龍神村森林組合13人、本宮町森林組合7人)のうちいずれも女性0人(女性割合0%)	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
	【商工振興課】	○商工会議所、商工会に おける女性役員の割合	田辺商工会議所 役員34人、うち女性3人(女性割合8.8%) 牟婁商工会 役員26人、うち女性1人(女性割合3.8%) 龍神商工会 役員17人、うち女性3人(女性割合17.6%) 中辺路商工会 役員15人、うち女性2人(女性割合13.3%) 大塔商工会 役員15人、うち女性0人(女性割合0%) 本宮商工会 役員14人、うち女性3人(女性割合21.4%)	
基本方針1. あらゆる分野における男			おける男女共同参画の推進	
1 (4) No.6 地域社会における男			W/I m + A + M A A = 044 21 / 1/140 / /	+B++++++++++++++++++++++++++++++++++++
①単位町内会・自治会、単位PTAの会長や役員に占める女性の割合の増加		おける女性会長の割合・ 女性役員の割合	・単位町内会・自治会 会長211人、うち女性10人(女性割合4.7%) ・単位町内会・自治会 役員については把握していない。	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「自治会長に占める女性の割合」 ・内閣府の男女共同参画白書では「自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移」が統計データとして公開されている。
	【生涯学習課】	○単位PTAにおける女性 会長の割合·女性役員の 割合	・単位PTA会長39人、うち女3人(女性割合7.69%)・単位PTA(会長含む)役員178人、うち女性70人(女性割合39.33%)	・内閣府の男女共同参画白書では「自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移」が統計データとして公開されている。
1 (4) No.7 まちづくりの多様な分	野における男女	共同参画の推進		
①まちづくりの各分野における男女共 同参画の視点を踏まえた講座、講演 会などの開催		△講座・講演会実施回数・参加人数 ※男女共同参画に関する活動があった場合	【環境課】まちづくり学びあい講座 内容:ごみの減量、水質浄化及び地球温暖化防止 (カーボンニュートラル)について 場所:下芝会館他6箇所、回数:7回、参加人数:161 名	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)第2部 II 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進、4男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進、2)具体的な取組
			【中辺路教育事務所】 人権を考える学習会 映画「妻よ薔薇のように 家族はつらいよ皿」の鑑賞会。 参加者60名。市女性会連絡協議会中辺路支部の研 修事業として共同開催。	① 気候変動問題等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。【経済産業省、環境省】 ② 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して、取り組む。【環境省】

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
②一時保育等の充実による各種活動への参加促進	【各課】	△行事、イベントにおける 一時保育実施回数・利用 人数 ※男女共同参画推進室 のイベントには限らない。	【男女共同参画推進室】 ・講演会 37人参加中、一時保育希望保護者1人 ・センター講座 24人参加中、一時保育希望保護者2 人 ・推進員企画講座 9月:27人参加中、一時保育希望 保護者1人、12月:32人参加中、一時保育希望保護 者1人 【人権推進課】 ・人権を考える集い 映画上映「梅切らぬバカ」534名 参加中、一時保育希望保護者0人 ・「たなべ人権フェスティバル」(演題)ピノキオ 886名 参加中、一時保育希望保護者9人 【健康増進課】 ・すくすく教室(離乳食)実施中、一時保育を実施。保護 者44組(単身参加含む)参加中、33組が一時保育を 利用。 【生涯学習課】 子育て中の保護者を対象にした田辺市家庭教育支援 講座 ・1回目 20名参加中、一時保育希望保護者8名 ・2回目 12名参加中、一時保育希望保護者8名 ・3回目 13名参加中、一時保育希望保護者9名	
③田辺市自治会連合会、田辺市PT A連合会など市で事務局を担っている各種団体の会長や役員に占める女性の割合の増加	【各課】	△団体の女性役員の割 合	市事務局団体 47団体の役員総数 1,013人、うち女性の人数 168人、女性の割合 16.6%。47団体のうち女性役員のいる団体は32団体、いない団体は 15団体。	例)自治会連合会、PTA連合会、老人クラブ連合会連絡協議会、暴力追放、環境美化、観光協会など
④農業委員など市の非常勤特別職 等の委員等に占める女性の割合の 増加		△女性委員の割合 【別紙「審議会等一覧」に 記載のある課】		・内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「農業委員に 占める女性の割合」 ・田辺市特別職の職員で非常勤のものの 報酬及び費用弁償に関する条例 (5)農業委員会の委員(6)農地利用最適 化推進委員【農業委員会事務局】ほか
⑤人権擁護委員など国が委嘱する 委員に占める女性の割合の増加	【各課】	△女性委員の割合 【別紙「審議会等一覧」に 記載のある課】	【別紙「審議会等一覧」にて報告】	人権擁護委員【人権推進課】、行政相談 委員【自治振興課】、保護司【自治振 興課】、民生委員【福祉課】

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
⑥シルバー人材センターと連携した、 働く意欲のある女性高齢者への就労 支援		○シルバー人材センター における女性会員の割合 ○シルバー人材センター における仕事受注実績に おける女性の受注実績の 割合	会員350人、うち女性128人(女性割合36.6%)。 受注した実人員は231人、うち女性72人(女性受注実 績割合31.2%)令和7年2月末時点。	シルバー人材センターは、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。
⑦一般社団法人全日本女子野球連盟の女子野球タウン認定を踏まえた女子野球普及と地域活性化の取組の推進をはじめとした、女性のスポーツ参加の促進		△一般社団法人全日本 女子野球連盟と連携した イベントや女性のスポーツ 参加の促進に関するイベ ントの実施数・参加者数 ※実施があった場合	県内の女子硬式野球選手(16名)及び学童野球の女子選手(20名)を対象に田辺スポーツパークにて野球教室を行った。 また、全日本女子野球連盟所属の女子野球選手と市内小学生とともに熊野古道道普請体験を実施した。	令和3年10月に一般社団法人全日本女子野球連盟の女子野球タウン認定(認定期間:5年間)
	【各課】	△女性のスポーツ参加の 促進に関するイベントの実 施数・参加者数 ※実施があった場合	【龍神教育事務所】男女混合ソフトボール大会 令和6年10月13日、龍神広場、64名(うち女性11名)	
基本方針1. あらゆる分野における男			分野における男女共同参画の推進	
1 (5) No.8 消防・防災分野におい				
①男女共同参画の視点を大切にした田辺市避難所運営マニュアルの見直し	課】	の見直し内容 ※男女共同参画に関する 見直しがあった場合		・避難所運営マニュアルの策定は終わっているため、今後の見直しに男女共同参画の視点を反映していく。 ・〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。ウ. 避難所の設置・運営に配慮する(例:トイレ、更衣室の確保等)エ. 避難所の運営に女性が関わる(例:避難所運営役員への女性の参画)
②男女共同参画の視点を大切にした 備蓄計画の見直しと備蓄品の調達 (更新、追加購入など)		△備蓄計画の見直し内容 ※男女共同参画に関する もの ○備蓄品の調達 ※男女共同参画に関する もの	・備蓄計画の見直しはなかった。 ・推奨保管期限を迎える備蓄生理用品の入替えを行った(古いものはローリングストックの観点から本庁舎で試験的設置を行っている)。 ・生理用品の主な備蓄場所については、田辺スポーツパーク、消防庁舎、各行政局であり、総数は4,180個。(令和6年度末)	・備蓄計画の策定は終わっているため、今後の見直しに男女共同参画の視点を反映していく。 ・〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。カ. 備蓄物資に配慮する(例:医薬品、介護用品、生理用品の確保等)

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(〇報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
③男女共同参画の視点を大切にした 防災学習会や避難所運営訓練の実 施と女性の参加率の向上	課】	○防災学習会の実施回数·女性参加率 ○避難所運営訓練の実施回数·女性参加率	・防災学習会53回、参加者1,634人(女性割合未把握)、うち7回は男女共同参画の視点を取り入れた内容とした。 ・避難訓練については、毎年田辺市が主催する防災訓練としては令和6年度実施回数B地区1回、参加人数は2,609人(女性割合未把握)。	[参考]市民アンケート(R5)の設問等問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。エ. 避難所の運営に女性が関わる(例:避難所運営役員への女性の参画)
④自主防災組織の会長や役員に占 める女性の割合の増加	【防災まちづくり課】	〇自主防災会における女 性会長の割合·女性役員 の割合	・田辺市自主防災会連絡協議会(自主防災会の代表者で構成) 役員5人、うち女性0人	
⑤田辺市消防団女性消防団員の増 加	【消防総務課】	○女性消防団員の割合 【別紙「審議会等一覧」参 照】	【別紙「審議会等一覧」にて報告】	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「消防団員に占める女性の割合」
⑥消防庁女性活躍ガイドブックを踏ま えた女性消防吏員の活躍推進	【消防総務課】	○女性消防吏員の割合 ○庁舎見学会や職業説 明会への女子学生の参 加割合	〇女性消防吏員の割合5%・8人/158人(女性消防 吏員) 〇庁舎見学会や職業説明会への女子学生の参加割 合9%・22人参加中2人(1Dayインターンシップ)	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「消防吏員に 占める女性の割合」
基本方針1. あらゆる分野における男			における男女共同参画の促進	
1 (6) No.9 家庭生活における男			_	
①男性の家庭生活への参画や、共に協力して家事·育児·介護等を担うための講座、講演会などの開催	【男女共同参 画推進室】	■進捗管理項目なし⇒ No.1①の実績に含まれ る。	パネルディスカッション「となりの人の田辺ぐらし〜わが家のライフスタイル〜」では、男女のパネリスト3人からそれぞれの家事、育児等についてお話いただいた。 ※詳細は「令和6年度男女共同参画センター事業報告書」を参照	
②パパママ教室による産後の子育て を両親で協力して行うきっかけづくり	【健康増進課】	〇パパママ教室参加者数	パパママ教室 10回 参加者 パパ:72人、ママ:76人、合計148人	パパママ教室の内容:1.親となる日のため に+パパの妊婦体験 2.赤ちゃんのお風呂 体験
③お父さんのための育児ガイドブック 「父子健康手帳」の配布	【健康増進課】	○父子健康手帳の配布数	母子手帳交付時に配布(第1子のみ) 150冊	
基本方針2. 女性が活躍できる環境で 2 (1) No.10 女性が活躍できる就			躍の推進	
② (1) M0.10 以性が治難できる税: ①女性が活躍できる環境整備に向けた県の女性活躍企業同盟への参加促進			参加企業88社	女性活躍企業同盟参加企業等募集要項 (事業目的)1 女性の継続就業やキャリア 形成に率先して取り組む企業及び団体を 「女性活躍企業同盟」として組織化し、女 性活躍企業同盟参加企業等間の交流を 通じて取組の充実を図ることで、女性が活 躍できる環境整備を促進する。

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
②仕事と子育てが両立できる社会の 実現に向けたわかやま結婚・子育て 応援企業同盟への参加促進	【商工振興課】	○田辺市の「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」参加企業数⇒※「和歌山こどもまんなか応援団」創設	「和歌山こどもまんなか応援団」参加企業12社	「和歌山こどもまんなか応援団」は、仕事と 子育ての両立を推進し、こどもや子育て中 の方々を応援する事業所・団体を県が登 録する制度です。
③関係機関等と連携した、女性活躍 推進法に基づく事業主行動計画の策 定・公表や女性活躍に関する情報の 公表についての情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ〉女性の就業支援に関する情報〉のページでは、女性活躍推進法について厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している	改正女性活躍推進法における一般事業 主行動計画の策定や情報公表の対象に ついて 〇常時雇用する労働者数101人以上の 一般事業主は「義務」 〇常時雇用する労働者数100人以下の 一般事業主は「努力義務」
④関係機関等と連携した、女性活躍 推進法に基づく認定(えるぼし認定) についての情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ〉女性の就業支援に関する情報〉のページでは、女性活躍推進法やえるぼし認定について厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している	○えるぼし認定:一般事業主 行動計画の 策定・届出を行った企業のうち、女性の活 躍推進に関する取組の実施状況が優良で ある等の一定の要件を満たした場合に認 定。 ○プラチナえるぼし認定:えるぼし認定企 業のうち、一般事業主行動計画の目標達 成や女性の活躍推進に関する取組の実施 状況が特に優良である等の一定の要件を 満たした場合に認定。
⑤関係機関等と連携した、子育ての 社会化の重要性を浸透させるため、 育児休業、介護休業、時短勤務など の各種制度の利用について情報発 信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ>雇用・労働施策に関すること>女性の就業支援に関する情報>のページでは、育児・介護休業等について厚生労働省のホームページへのリンクを掲載し、情報発信している。	・最近は「子育ての社会化」と言われることが多いと思われるためその表現としている。 ・〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等問20. 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を利用して、男性が育児休業や介護休業等を取得することについて、あなたはどう思いますか。ア. 育児休業 イ. 介護休業 ウ. 時短勤務
⑥関係機関等と連携した、長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も両立できる職場環境づくりについて情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページでは、「仕事と生活の調和推進(ワークライフバランス)に向けて」(内閣府男女共同参画局)のリンクを掲載し、継続して情報発信をしている。	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
⑦関係機関等と連携した、セクシュア ル・ハラスメント防止について情報発 信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページでは、(公財)21世紀職業財団へのリンクを掲載し、「ハラスメントのない働きやすい環境」等について掲載し、継続して情報発信をしている。	
2 (1) №11 女性の職業能力開発				
①関係機関等と連携した、女性の職業能力の開発や必要な技能の習得に関する情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ>雇用・施策に関すること>では、求職者支援制度のご案内(厚生労働省、ハローワーク)等について情報発信している。	
②関係機関等と連携した、女性の就 業や起業等に関する情報発信	【商工振興課】	△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	商工振興課ホームページ>雇用・施策に関すること>では、新規開業資金(女性、若者/シニア起業家支援関連)(日本政策金融公庫)等について情報発信している。	
③創業ゼミ、たなべ未来創造塾、たなべプチ起業塾による起業・第二創	【商工振興課】	〇創業ゼミの女性参加者 数と割合	創業ゼミ参加者数24人、うち女性8人(女性割合33%)	
業等の支援	【たなべ営業室】	〇たなべ未来創造塾の 女性参加者数と割合 〇たなべプチ起業塾の女 性参加者数と割合	○たなべ未来創造塾 産官学金が一体となり、男女問わず地域課題の解決や地域資源の活用をビジネスの視点で考える人材の育成とビジネスモデルの創出に向けた取組として「たなべ未来創造塾」を実施。 〔参加者実績〕※()は女性の人数・割合・令和6年度修了生:第9期・13名(5名39%)・令和6年度末修了生:108名(29名・27%) ○たなべプチ起業塾自分の強みを活かした地域課題解決型のビジネスモデルを生み出すことができるよう「たなベプチ起業塾」を開催し、地域で輝く女性人材の育成を図る。 〔参加者実績〕※()は女性の人数・割合・令和6年度は例年の連続講座ではなく、単発講座として実施:24名(10名・42%)・令和6年度末修了生:44名(38名・89%)(※上記令和6年度人数を除く。例年の連続講座ではなかったため。)	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
2 (1) №12 農林水産業における		D推進		
①パートナーシップ経営とワーク・ライフ・バランスの確保に向けた家族経営協定の促進	【農業振興課】	○家族経営協定締結数(新規と累計)	家族経営協定総数令和6年12月31日現在108戸(うち新規1戸(令和6年中))	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「家族経営協定の締結数」 ・『農業版女性が働きやすい職場づくりポイントガイドブック』((公社)日本農業法家族が共に仕事として農業経営に関わりつつ、生活も共にするという特徴を持っています。そのため、家族員がお互いに愛情を持つています。そのため、家族員がお互いに愛情を持つています。そのなかでも、家族の基本単位はまず夫婦であることから、夫と妻がお互いの存任を集いていくことが、とても重要なのです。したがって、家族農業経営では、夫と妻が活ートナーシップ経営」かどうか、「ワーク・ライフ・バランス」がとれているかどうかがポイントとなります。」と書かれている。
②認定農業者に占める女性の割合 の増加	【農業振興課】	○女性認定農業者の割 合	令和6年12月31日現在の女性認定農業者数は6人、 認定農業者は212人、女性の割合は約2.8%。	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「認定農業者数に占める女性の割合」
③国の女性農林水産業者の活躍支 援施策の活用	【農業振興課】	△施策活用実績 ※活用した場合のみ	該当なし	例)女性が変える未来の農業推進事業、農業女子プロジェクト、女性林業者定着支援要素、海井本株芸選携、海の
	【山村林業課】	△施策活用実績 ※活用した場合のみ	該当なし	援事業、漁村女性活躍推進事業、海の 宝!水産女子の元気プロジェクト
	【水産課】	△施策活用実績 ※活用した場合のみ	該当なし	
④「農山漁村女性の日」を利用した 啓発活動の展開	【農業振興課】	○広報田辺3月号 ○ホームページ OSNS	該当なし	「農山漁村女性の日」とは、農林水産業・ 農山漁村の発展に向け、女性が農林水産 業の重要な担い手として、より一層能力を
	【山村林業課】	○広報田辺3月号 ○ホームページ ○SNS	該当なし	発揮していくことを促進するため、農林水 産省は、毎年3月10日を「農山漁村女性
	【水産課】	○広報田辺3月号 ○ホームページ OSNS	該当なし	の日」と設定
	【男女共同参 画推進室】	○広報田辺3月号 ○ホームページ ○SNS	"3月10日「農山漁村女性の日」"について、市公式SNS (X·Facebook·LINE)情報発信依頼件数 1件。	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
基本方針2. 女性が活躍できる環境で	以り/施策(2)子	·育て·介護等の支援の	充実	
2 (2) No.13 男女共同参画·女性	活躍につながる	子育て・介護等の支援	の充実	
画による安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりの推進	【子育て推進課】	■点検及び評価の結果 報告 (参考) 第6章 計画の推進 2.計 画の進捗状況の点検及 び評価	毎年度進捗状況について、子ども·子育て会議で報告 している。	田辺市子ども・子育て支援事業計画 2. 基本的視点 (5)男女共同参画による 子育て環境づくり/少子化対策の観点からも、男女共同参画を推進し、男女ともに 安心して仕事や社会参加と子育でが両立 できる環境づくりを進め、男女が互いに協 力し合って自信を持って楽しい子育でができるための環境づくりが必要です。
②田辺市長寿プラン(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)による介護保険サービスの提供	課】	■計画期間が3年のため、計画更新する際に報告	計画更新の年度ではなかった。	・内閣府の男女共同参画基本計画(令和 2年12月)第2部Ⅱ第6分野 男女共同参 画の視点に立った貧困等生活上の困難に 対する支援と多様性を尊重する環境の整 備、2高齢者、障害者、外国人等が安心 して暮らせる環境の整備
③田辺市障害福祉計画及び障害児 福祉計画による障害福祉サービスの 提供		■計画期間が3年のため、計画更新する際に報告する。	計画更新の年度ではなかった。	・田辺市長寿プラン 2.基本目標 【5】安全・安心な暮らしを支える仕組みづくりをすすめます。(以下、略)・田辺市障害福祉計画 8.計画の基本的視点 (2)安心して生活できるまちづくり(以下、略)
基本方針3. 多様な立場の人々が安心 3 (1) No.14 相談体制の整備	ンできる環境づく	り/施策(1)相談体制 <i>の</i>)整備	
		〇 大	 	 内閣府の男女共同参画白書(令和5年度)
	【男女共同参 画推進室】	〇女性電話相談対応件 数	相談件数44件(R7.3.31現在) 令和6年度の相談内容については「人間関係の悩み」 や「配偶者・パートナーとの悩み」が多くあった。また悩み の根本には、ドメスティック・バイオレンス(DV)が隠れて いるケースが多く見られる。	内閣府の男女共同参画日書(令和3年度)では「配偶者からの(暴力の)被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移」が統計データとして公開されている。
どによる女性電話相談の周知	【男女共同参 画推進室】	○SNS情報発信依頼件数 ○ホームページ更新回数 ■啓発物品への相談先 チラシ等の同梱数は、「No. 1②男女共同参画関連 グッズの配布による啓発」 に含む。	・市公式SNS(X·Facebook·LINE)情報発信依頼件数 2件 ・市役所庁舎内デジタルサイネージ(電子掲示板)で情報発信。	
	【男女共同参 画推進室】	〇相談支援ステップアッ プ講座開催実績	・相談支援ステップアップ講座 1回 ※詳細は「令和6年度男女共同参画センター事業報告書」を参照	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
④高齢であること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、性的指向・性自認(性同一性)に関すること、同和問題に関すること等、様々な人権に関わる主な相談窓口の設置や専門機関の紹介	【各課】	■進捗管理項目なし ⇒ 女性からの相談は多数あると考えられるが、女性であることでの複合的な困難な事例かどうかの判別が困難なため。	【人権推進課】人権推進課ホームページ>相談窓口一覧>人権に関わる市内の主な相談窓口https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/soudanmadoguti.html 【男女共同参画推進室】男女共同参画推進室ホームページンに「女性電話相談」案内を掲載。https://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/soudan.html【図書館】11月啓発コーナーを設置し、人権関係(人権・児童虐待防止・DV防止)に関する啓発ポスター・相談先等を掲示・配置し、関連図書を展示。	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)※上記No.13の②と同じ項目(第2部 II 第6分野2)の(1)施策の基本的方向〇性的指向・性自認(性同一性)に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題(部落差別)に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しこのような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。
基本方針3. 多様な立場の人々が安 3 (2) No.15 男女間のあらゆる暴;			入りの根絶をめざす仕組みづくり	
③ (2) M.15 男女間のあらゆる泰 ①「女性に対する暴力をなくす運動 期間」における啓発活動		〇広報田辺11月号「女性に対する暴力をなくす 運動」についての記事掲載状況	・広報田辺掲載回数1回:11月号に避難所・避難先での性暴力等に対する注意喚起記事"安心・安全な避難所づくりのために"を掲載。 ・市公式SNS(X・Facebook・LINE)での情報発信(「女性に対する暴力をなくす運動」期間)2回	
	【男女共同参 画推進室】	○広報田辺11月号「女性に対する暴力をなくす 運動」についての記事掲載状況 ○街頭啓発の実施状況	・広報田辺、市公式SNSについては同上。 ・JR紀伊田辺駅及びパピリオンシティにて街頭啓発を実施した。 ・期間中、市役所屋上「田辺市」看板横をパープル色に点灯した(女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ)。 ・広報紙ゆう11月号に関連記事掲載。	
	【図書館】	○啓発⊐ーナー設置状況	・11月啓発コーナーを設置し、ポスター等の掲示と関連図書を展示(再掲)。 ・随時、啓発物品を配置。	
②ホームページ、SNSによるDV・ デートDVについての啓発	【男女共同参 画推進室】	ODVに関するSNS情報 発信依頼件数 ODVに関するホーム ページ更新回数	4月「若年層の性暴力被害予防月間」について ・市公式SNS(X·Facebook·LINE)情報発信依頼件数 1件 ・ホームページ更新回数 1回	
③DV·デートDVに関する講座・講演 会などの開催	【男女共同参 画推進室】	△DV関係講演会 ※実施があった場合	DV防止をテーマにした講座の実施はなかった。	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
3 (2) No.16 関係機関等との連携 ①和歌山県配偶者暴力相談セン	によるDV被害 【男女共同参	者の保護と自立に向け △関係機関等のホーム	た 支援 ・男女共同参画推進室ホームページに、内閣府男女共	〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等
O	画推進室】	ページへのリンク ※新規、変更等があった 場合内容を記載	同参画局のDV相談や性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」、和歌山県DV相談支援センター等のホームページへのリンクを記載し、相談窓口を周知。 ・広報紙「ゆう」11月号「女性に対する暴力をなくす運動」期間の記事の中で、相談窓口の周知を行った。	問29. セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、配偶者や交際相手からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなところを知っていますか。 1. 警察本部(生活安全企画課)・警察署(中略) 7. 和歌山県配偶者暴力相談支援センター(※現和歌山県DV相談支援センター(※現和歌山県DV相談支援センター(※現和歌山県DV相談支援センター(※現和歌山県DV相談支援センター(※現和歌山県DV相談支援センター) 8. 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」(以下、省略)
②女性電話相談の実施(再掲·No.14 ①,17②,19②)	【男女共同参 画推進室】	(再掲)	(再掲)	
	【男女共同参 画推進室】	■進捗管理項目なし⇒ 件数も含めて一般に公表 する内容ではないため	引き続き関係機関や庁内各課と連携を図り、対応す る。	
④DVがある家庭の子どもの情報の 厳重な管理と就学機会の確実な確 保	【子育て推進 課】	■進捗管理項目なし⇒ 件数も含めて一般に公表 する内容ではないため	相談内容等の情報は厳重に管理している。	
	【学校教育課】	■進捗管理項目なし⇒ 件数も含めて一般に公表 する内容ではないため	DVがある家庭の子どもの情報については、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮している。	平成21年7月13日付け文部科学省「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」(※抜粋)・配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続の周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底・配偶者からの暴力の被害者の子どもについて就学の機会が確実に確保されるよう、指導の徹底

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
⑤配偶者等からの暴力、ストーカー 行為等の被害者を守る住民基本台 帳事務における支援措置(閲覧・写し 等の交付の申請・申出の制限)	【市民課】	■進捗管理項目なし⇒ 件数も含めて一般に公表 する内容ではないため	引き続き支援措置を実施する。	〇市民課ホームページ(※抜粋) 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為 等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の 被害者の方については、市区町村に対し て住民基本台帳事務におけるDV等支援 措置(以下「DV等支援措置」といいます。) を申し出て、「DV等支援対象者」となること により、加害者からの「住民基本台帳の一 部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む) の写しの交付」、「戸籍の附票(除票を含む) の写しの交付」の請求・申出があって も、これを制限する(拒否する)措置が講じ られます。
⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者等にかかる市営住宅入居資格の整備	【建築課】	■進捗管理項目なし⇒ 件数であっても一般に公 表する内容ではないた め。	特になし	田辺市営住宅条例施行規則(※抜粋) (入居者資格) 第2条の2 条例第5条に規定する規則で 定める者は、次の各号のいずれかに該当 する者とする。ただし、身体上又は精神上 著しい障害があるために常時の介護を必 要とし、かつ、居宅においてこれを受けるこ とができず、又は受けることが困難であると 認められる者を除く。 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律第1条第2項に規 定する被害者又は配偶者暴力防止等法 第28条の2に規定する関係にある相手か らの暴力を受けた者でアからウまでのいず れかに該当するもの (以下、略)
基本方針3.多様な立場の人々が安/				
3 (3) No.17 性暴力·性犯罪被害 ①県、警察、関係市町村、庁内関係		示、冗貝苷など困難をf │△注意喚起方法	3んる女性への文援 街頭啓発(11月「女性に対する暴力をなくす運動」期	困難な問題を抱える女性への支援に関す
課等と連携した性犯罪やストーカー 行為、売買春、児童ポルノ等の児童 の性的搾取事案、人身取引等に対 する注意喚起	画推進室】	※該当があった場合報告	間)実施の際には、県西牟婁振興局、田辺警察署、和 歌山地方法務局田辺支局等との合同実施も行った。	る法律(新法)(令和6年4月1日施行) 教育·啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める ②自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援 を適切に受けることができるようにする
②女性電話相談の実施(再掲·No.14 ①,16②,19②)	【男女共同参 画推進室】	(再掲)	(再掲)	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
③県、警察、関係市町村、庁内関係 課等と連携した困難を抱える女性へ の支援	【男女共同参画推進室】	■進捗管理項目なし⇒ 件数も含めて一般に公表 する内容ではないため。	「和歌山県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議」(県主催)に出席して情報収集に努めた。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)支援調整会議【第15条】地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)
3 (3) №18 ひとり親家庭への支持	· ·			
①児童扶養手当支給	【市民課】	〇児童扶養手当の受給 者数	令和7年3月1日時点の受給者数等 受給者 771人· 全部停止者 120人(計 受給資格者 891人)	
②ひとり親家庭等医療費助成	【保険課】	〇ひとり親家庭等医療費 助成制度の受給者数	令和7年2月末時点の受給世帯数及び受給者数 78 4世帯 1,968人 支給件数 27,126件 支給金額 75,398,456円	
③母子・父子自立支援プログラム策定	【子育て推進 課】	〇母子·父子自立支援プログラムの策定件数	令和6年度 8件 ※和歌山県事業	
④母子·父子家庭自立支援教育訓 練給付	【子育て推進 課】	〇母子·父子家庭自立支 援教育訓練給付金の件 数		
⑤母子·父子家庭高等職業訓練促 進給付	【子育て推進 課】	〇母子·父子家庭高等職 業訓練促進給付金の件 数	高等職業訓練修了支援給付金4件	
⑥ひとり親家庭高等学校卒業程度認 定試験合格支援補助	【子育て推進 課】	Oひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格 支援の件数	令和6年度 0件	
⑦養育費確保支援給付	【子育て推進 課】	○養育費確保支援の件 数	令和6年度 7件	
⑧ひとり親世帯育児支援助成	【子育て推進 課】	〇ひとり親世帯育児支援 助成の件数	令和6年度 27件	
9母子生活支援施設入所措置	【子育て推進 課】	〇母子生活支援施設入 所件数	令和6年度 4件	

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
⑩母子世帯向け特定目的公営住宅 の確保	【建築課】	〇母子世帯向け特定目 的公営住宅の戸数	令和6年度母子向け住宅(いちご団地)の戸数全体は 20戸。令和6年度3戸入居。	公営住宅法に基づく特定目的公営住宅 (母子世帯や高齢者世帯を対象とした公 営住宅)。いちご団地(母子向け)は、20歳 未満の児童を扶養し、同居している母子世 帯を対象に募集する住宅で、入居後、その 児童が20歳を迎えるまでに退去。
			及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の何	足進
3 (4) No.19 性的指向及びジェンタ				
	【男女共同参画推進室】	■進捗管理項目なし ⇒ No.1①に含まれる。	性的指向、ジェンダーアイデンティティの多様性の理解をテーマにした講座の実施はなかった。	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号) 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策(法10条1項)・〔参考〕市民アンケート(R5)の設問等問30.「『LGBTQなどの性的少数者(セクシュアルマイ/リティ)の方の人権』に関することで、人権上、どのようなことが問題だと思いますか。」回答結果を見ると、「理解や認識が不足している」、「侮辱やいやがらせがある」、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」と回答する人が多くなっている。
②女性電話相談の実施(再掲·No.14 ①,16②,17②)	【男女共同参 画推進室】	(再掲)	(再掲)	
③生徒指導提要(改訂版)を踏まえた性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応(再掲・No.2⑥)	【学校教育課】	(再掲)	(再掲)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(法10条1項)
④「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」の周知	【男女共同参 画推進室】	△関係機関等のホーム ページへのリンク ○SNSなどによる周知	・男女共同参画推進室ホームページに県ホームページ (多様な生き方支援課)へのリンクを記載し「和歌山県 パートナーシップ宣誓制度」を周知している。 ・市役所庁舎内デジタルサイネージ(電子掲示板)に制 度のパンフレットを掲載し情報発信している。	和歌山県パートナーシップ宣誓制度(令和6年2月1日施行)の概要 ・互いを人生のパートナーと約束する一方 又は双方が性的少数者のカップルが、協力して共同生活を行うことを宣言し、県が宣誓者に対して受領証を交付する制度。

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
基本方針3. 多様な立場の人々が安/	心できる環境づく	り/施策(5)生涯を通じ	た健康づくり支援	
3 (5) No.20 生涯を通じた健康づく	り支援			
①女性が直面する健康課題(月経関連症状、妊娠・出産関連、更年期症状等)に関する情報発信		△関係機関等のホームページへのリンク ※新規、変更等があった場合内容を記載	・男女共同参画推進室ホームページ内に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について掲載している。また内閣府男女共同参画局ホームページ「生涯を通じた女性の健康支援」へのリンクを掲載している。	内閣府男女共同参画局ホーム > 主な政策 > 女性の活躍促進 > 生涯を通じた女性の健康支援 > へのリンク
	【健康増進課】	△関係機関等のホーム ページへのリンク ※新規、変更等があった 場合内容を記載	田辺市のホームページで、妊娠・出産に関する心配事の相談窓口を掲載し、情報発信している。	・田辺市健康づくり計画「元気たなべ」第1施策 栄養・食生活、第2施策 運動・身体活動、第3施策 こころの健康づくり(休養・笑い)、第4施策 たばこ、第5施策 むし歯予防・歯周病予防、第6施策 生活習慣病予防
②子宮頸がん·乳がん検診の受診率 向上	【健康増進課】	○子宮頸がん検診の受診率○乳がん検診の受診率	基準日:令和7年3月31日現在 子宮頸がん検診の受診率(20~69歳)21.0% 乳がん検診の受診率(40~69歳)16.2%	内閣府の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「子宮頸がん検診、乳がん検診受診率」
指導(再掲·No.2⑤)	【学校教育課】	(再掲)	(再掲)	
3 (5) №21 妊娠・出産に関する例	健康づくり支援			
①マタニティスクールによる安産のためのからだづくり等の支援	【健康増進課】	〇プレママスクール参加 者数	プレママスクール(旧マタニティスクール) 12回開催 妊婦:48人、夫:4人 合計:52人	プレママスクールの内容 1 安産のためのからだづくり〜食事と運動 2 赤ちゃんのいる生活って?〜子育てのヒ ント (以下、省略)
②妊婦健康検査による産後間もない お母さんの「こころ」と「からだ」の健康 状態の把握と産後初期段階の支援	【健康増進課】	〇妊婦健康検査実施人 数	基準日:令和7年3月1日現在 妊婦健康診査受診者数(第1回) 295人 産婦健康診査受診者数 286人	
③保健師による妊娠中の心配事相 談や助産師の派遣	【健康増進課】	○妊娠中の心配事相談の助産師派遣回数	基準日:令和7年3月31日現在 助産師の派遣:妊婦訪問数:65回	
④妊娠期の喫煙・受動喫煙や飲酒による健康被害に関する正しい情報発信	【健康増進課】	■進捗管理項目なし ⇒ 妊産婦健康検査、プレマ マスクールなどにおける個 別指導になるため。	妊娠届出時やプレママスクール等の機会を活用し、正しい知識の提供、個別指導等を継続して行っている。	喫煙・受動喫煙による健康被害は健康増進法の守備範囲ではあるが、妊娠期において気を付けなければならない事柄であるので本プランの対象項目としている。

基本方針/施策/取組No./具体的な 取組	担当課	進捗管理項目(○報告要、 △該当があった場合報告 要、■進捗管理項目なし)	推進状況報告欄 基準日は令和7年3月1日現在または 具体的な日があれば記入しています。	参考事項等
プランの推進 行政における男女共	同参画の推進			
①部門別計画への男女共同参画の 視点の盛り込み	【各課】	△計画を策定している課等で新たに男女共同参画 の視点を盛り込んだ場合	【障害福祉室】 第2期自殺対策計画の策定にあたり、DVや女性全般 の相談などを含む「孤立を防ぐための支援」を新たに重 点施策に位置付けるとともに、相談窓口の情報を掲載 した啓発用パンフレットを作製した。	
②男女共同参画の視点を踏まえた市の発行物の検証	【各課】	△発行物がある課の場合 は検証についてご記載く ださい。	【企画広報課】 ・各課から提出される報道依頼文の表現について、男女共同参画の視点を踏まえたものになっているかチェックした。 ・市広報紙の編集校正にあたっては、庁内広報委員会の委員に人権推進グループ(人権推進課・男女共同参画推進室)の職員を配置し、人権に配慮した原稿確認を依頼し、人権侵害につながらないように心がけた。・人権推進課・男女共同参画推進室・障害福祉室の協力のもと、職員向けの「情報発信のためのやさしい表現ガイドライン」を作成し、人権に配慮した情報発信を行うための職員研修を実施した。 【南部センター】【西部センター】【芳養児童センター】 【末広児童館】【天神児童館】【生涯学習課・各行政局教育事務所(公民館報)】【文化振興課】【図書館】複数名によるチェックを行い、男女いずれかにかたよった表現に表現になっていないかなどを検証した。	
	【男女共同参 画推進室】	〇広報誌「ゆう」、作成チ ラシの検証について	表現に気を付けた。	
③男女共同参画に関する職員研修 の実施	【総務課】	採職員)1回/年	令和6年10月1日「男女共同参画研修」新採職員39 名受講	職員研修は「男女共同参画研修」として実施している
	【男女共同参 画推進室】	〇男女共同参画研修(新 採職員) 1回/年	同上	職員研修は「男女共同参画研修」として実 施している
④市職員採用試験の受験者や採用 者に占める女性の割合の増加	【総務課】	の割合	令和6年4月1日現在 採用試験135人、うち女性52人(女性割合38.5%)、 採用者31人、うち女性9人(女性割合29.0%)	内閣府の男女共同参画白書では「地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移」(都道府県、政令指定都市)が統計データとして公開されている。
	1			

【審議会等一覧(令和6年度女性の参画状況調査票)】第3次プラン取組項目◇No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ①審議会等の委員に占める女性の割合の増加 ◇No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進 ④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加 ⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加 ◇No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進⑤田辺市消防団女性消防団員の増加

No.	取組項目 No.(第3次 プラン)	内容区分	審議会等	担当課	委員の総数	うち女性 の人数	女性の 割合 (%)
1	No.41	計画策定	総合計画審議会	企画広報課	R6なし	_	_
2	No.4(1)	計画策定	地域公共交通活性化協議会	企画広報課	30	0	0.0%
3	No.4(1)	計画策定	交通安全対策会議	自治振興課	19	0	0.0%
4	No.4(1)	計画策定	防災会議	防災まちづくり課	40	8	20.0%
	No.4(1)	計画策定	国民保護協議会	防災まちづくり課	38	6	15.8%
	No.4①	計画策定	地域福祉計画策定・推進委員会	福祉課	18	3	16.7%
	No.4①	計画策定	田辺市民総合センター整備方針検討委員会	市民総合センター整備室	21	12	57.1%
8	No.4(1)	計画策定	子ども・子育て会議	子育て推進課	20	6	30.0%
		計画策定	高齢者福祉計画策定委員会	やすらぎ対策課	23	5	21.7%
			障害者施策推進協議会	障害福祉室	27	11	40.7%
			健康づくり推進協議会	健康増進課	26	13	50.0%
	No.41	計画策定	農業振興地域整備促進協議会	農業振興課	19	0	0.0%
12	140.41)	可圖米足	農業経営基盤強化地域計画(地域	辰木派兴林	13	U	0.070
	No.41		計画)策定検討会	農業振興課	9	3	33.3%
	No.41	計画策定	森づくり構想策定等委員会	山村林業課	3	2	66.7%
	No.41	方針決定	人権教育啓発推進懇話会	人権推進課	29	7	24.1%
	No.4①	方針決定	男女共同参画懇話会	男女共同参画推進室	18	8	44.4%
17	No.4①	方針決定	特別職報酬等審議会	総務課	R6なし	_	-
18	No.41	方針決定	国民健康保険運営協議会	保険課	18	5	27.8%
19	No.4(1)	方針決定	し尿収集運搬料金等協議会	廃棄物処理課	R6なし	_	_
	No.41	士科法宁	中山間地域等直接支払制度基準 検討委員会	農業振興課	17	0	0.0%
21	No.4(1)	方針決定	市有林経営委員会	山村林業課	7	0	0.0%
	No.4(1)	方針決定	木材加工場経営委員会	山村林業課	6	0	0.0%
	No.41	方針決定	都市計画審議会	都市計画課	17	3	17.6%
	No.41	方針決定	景観審議会	都市計画課	15	1	6.7%
	No.41	方針決定	京既母職云 水道事業経営審議会	水道業務課	13	3	23.1%
	No.41	方針決定	教育委員	教育総務課	4	2	50.0%
	No.41	方針決定	社会教育委員	生涯学習課	13	7	53.8%
	No.41	方針決定	文化財審議会	文化振興課	19	1	5.3%
	No.4①	方針決定	景観保全審議会	文化振興課	12		16.7%
	No.4(1)		財産区管理会	本宮総務課	7	0	0.0%
31	No.4①	方針決定	龍神村水道水源保護審議会	環境課	8	0	0.0%
32	No.41	方針決定	中辺路町水道水源保護審議会	環境課	4	0	0.0%
33	No.4(1)	方針決定	大塔村水道水源保護審議会	環境課	6	1	16.7%
	No.4①	方針決定	本宮町水道水源保護審議会	環境課	5	0	0.0%
	No.74	審査・採択・認定		秘書課	7	1	14.3%
	No.74		文化賞推薦委員会	秘書課	10	3	30.0%
	No.74		民生委員推薦会	福祉課	14	2	14.3%
	No.74		修学奨学生選考委員会	教育総務課	10	3	30.0%
	No.74		スポーツ賞選考委員会	スポーツ振興課	12	1	8.3%
	No.74		美術館作品選定委員会	美術館	4	1	25.0%
	No.74		指定管理者選定委員会	企画広報課	6	0	0.0%
	No.74		地域公共交通会議	企画広報課	24	0	0.0%
43	No.74	審査・採択・認定	福祉有償運送運営協議会	企画広報課	15	1	6.7%
44	No.74	審査・採択・認定	まち・ひと・しごと創生総合戦略評 価検証会議	企画広報課	10	1	10.0%
45	No.74	審査・採択・認定	みんなでまちづくり補助金交付審 査委員会	自治振興課	7	2	28.6%
46	No.74	審査・採択・認定	地域保健福祉推進補助金交付審 查委員会	福祉課	8	2	25.0%
	No.74	審査・採択・認定	田辺周辺5市町障害支援区分認定 等審査会(広域)	障害福祉室	10	7	70.0%
48	No.74	審査・採択・認定	介護認定審査会	やすらぎ対策課	36	11	30.6%

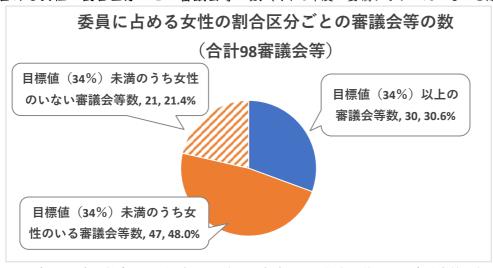
【審議会等一覧(令和6年度女性の参画状況調査票)】第3次プラン取組項目◇No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ①審議会等の委員に占める女性の割合の増加 ◇No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進 ④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加 ⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加 ◇No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進⑤田辺市消防団女性消防団員の増加

ши	中语则因为日	1. 内ツ凹貝の塩加		1			
No.	取組項目 No.(第3次 プラン)	内容区分	審議会等	担当課	委員の総数	うち女性 の人数	女性の 割合 (%)
49	No.74	審査・採択・認定	老人ホーム入所判定委員会	やすらぎ対策課	4	0	0.0%
	No.7(4)	審查•採択•認定	農業教育振興委員会	農業振興課	12	2	16.7%
	No.74)		教育委員会事務事業評価委員会	教育総務課	5	2	40.0%
	No.74		調理等業務委託候補事業者選定委員会	給食管理室	R6なし		-
53	No.74	審査・採択・認定	ふるさと文化振興補助金交付審査 委員会	文化振興課	7	3	42.9%
54	No.74	審査・採択・認定	美術展覧会運営委員会	文化振興課	37	19	51.4%
	No.74	事案対応	公平委員会	公平委員会事務局	3		66.7%
	No.74	事案対応	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局	3		0.0%
	No.74		情報公開・個人情報保護審査会	総務課	3	1	33.3%
	No.74		職員懲戒審査委員会	総務課	R6なし		-
50	140. 7 🛖	于木 八 小	住宅新築資金等貸付金償還促進	小心引力日本	110/40		
	No.74	事案対応	委員会	人権推進課	12	0	0.0%
60	No.74	事案対応	児童問題対策地域協議会	子育て推進課	39	14	35.9%
61	No.74	事案対応	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会	やすらぎ対策課	30	6	20.0%
62	No.74	事案対応	地域ケア会議	やすらぎ対策課	8	5	62.5%
	No.74	事案対応	地域包括支援センター及び地域密 着型サービス運営協議会	やすらぎ対策課	8	2	25.0%
64	No.74	事案対応	自立支援協議会	障害福祉室	66	28	42.4%
	No.74	事案対応	ひきこもり検討委員会	健康増進課	35	18	51.4%
	No.74	事案対応	保健衛生事故調査会	健康増進課	8	0	0.0%
	No.74)	事案対応	いじめ問題専門委員会	学校教育課	5	2	40.0%
	No.74	事案対応	いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	10	2	20.0%
	No.74 No.74	事案対応					20.0/0
			いじめ問題再調査委員会	総務課	R6なし	_	10.70/
	No.74	事案対応	教育支援委員会	学校教育課	12	2	16.7%
	No.74	事案対応	不登校問題対策委員会	学校教育課	10	5	50.0%
72	No.74)	施設運営	ひき岩群国民休養地運営委員会	環境課	13	0	0.0%
73	No.74	施設運営	南部センター・デイ・サービス事業 運営協力委員会	南部センター	22	10	45.5%
74	No.74		西部センター・デイ・サービス事業 運営協力委員会	西部センター	22	7	31.8%
75	No.74	加 改建呂	芳養センター・デイ・サービス事業 運営協力委員会	芳養センター	15	5	33.3%
76	No.74	施設運営	末広児童館運営協力委員会	末広児童館	22	11	50.0%
77	No.74	施設運営	天神児童館·南松原運営協力委員 会	天神児童館	22	7	31.8%
78	No.74	施設運営	芳養児童センター運営協力委員会	芳養児童センター	15	5	33.3%
79	No.74	施設運営	学社融合推進協議会	学校教育課	295	71	24.1%
	No.74	施設運営	城山台学校給食センター運営委員 会	給食管理室	27	14	51.9%
	No.74	施設運営	南方熊楠顕彰館運営協議会	文化振興課	9	3	33.3%
82	No.74	施設運営	図書館協議会	図書館	10	8	80.0%
83	No.74	施設運営	歴史民俗資料館運営委員会	文化振興課	7	0	0.0%
84	No.74	施設運営	美術館協議会	美術館	11	4	36.4%
		合計(上記	1~84)/うち女性を含む審議会等数	枚は60	1,491	402	27.0%
	No.74	委員活動	監査委員	監査委員事務局	2	1	50.0%
	No.74	委員活動	高校生レポーター	企画広報課	7	4	57.1%
87	No.74	委員活動	交通指導員	自治振興課	117	9	7.7%
88	No.74		地籍調査推進委員	土地対策課	80	2	2.5%
	No.74		障害者相談員	障害福祉室	15	8	53.3%
	No.74	委員活動	母子保健推進員	健康増進課	70	70	100.0%
	No.74	委員活動	鳥獸被害対策実施隊員	農業振興課	200		5.5%

【審議会等一覧(令和6年度女性の参画状況調査票)】第3次プラン取組項目◇No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ①審議会等の委員に占める女性の割合の増加 ◇No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進 ④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加 ⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加 ◇No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進⑤田辺市消防団女性消防団員の増加

No.	取組項目 No.(第3次 プラン)	内容区分	審議会等	担当課		うち女性 の人数	女性の 割合 (%)
92	No.74	委員活動	農業委員	農業委員会事務局	19	0	0.0%
93	No.74	委員活動	農地利用最適化推進委員	農業委員会事務局	26	2	7.7%
94	No.74	委員活動	地区公民館長	生涯学習課	20	0	0.0%
95	No.74	委員活動	公民館の分館長	生涯学習課	18	0	0.0%
96	No.74	委員活動	生涯学習(人権)推進員	生涯学習課	47	22	46.8%
97	No.74	委員活動	スポーツ推進委員	スポーツ振興課	55	13	23.6%
98	No.74	委員活動	文化財愛護協力員	文化振興課	31	5	16.1%
99	No.74	委員活動	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	4	1	25.0%
100	No.75	委員活動	人権擁護委員	人権推進課	20	9	45.0%
101	No.75	委員活動	行政相談委員	自治振興課	5	1	20.0%
102	No.75	委員活動	保護司	自治振興課	50	8	16.0%
103	No.75	委員活動	民生委員	福祉課	253	134	53.0%
104	No.85	委員活動	消防団員	消防総務課	217	7	3.2%

- 1.各種審議会等における女性委員の割合の目標値は、令和7年度で34.0% [田辺市総合計画後期基本計画]
- 2.委員に占める女性の割合区分ごとの審議会等の数(令和6年度に委嘱がなかったのものを除く合計98審議会等)



注:吹き出し内の数字は、例えば30 は、女性の割合が目標値(34%)以上の審議会等の数。 また、%は審議会等総数98 に対するその割合。